

上天草市立小中学校外国語指導助手（ＡＬＴ）あっせん・任用支援等 業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、上天草市立小中学校外国語指導助手（ＡＬＴ）あっせん・任用支援等業務（以下「本業務」という。）の契約相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

（１） 業務名

上天草市立小中学校外国語指導助手（ＡＬＴ）あっせん・任用支援等業務

（２） 業務の目的

別添「上天草市立小中学校外国語指導助手（ＡＬＴ）あっせん・任用支援等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

（３） 業務内容

仕様書のとおり

（４） 業務期間

仕様書のとおり

（５） 見積り限度額

金 62,700,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は、記「2（4）」に示す業務期間における提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

3 実施形式

本プロポーザルは、公募型で実施する。

4 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていること。

（１） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

（２） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の

申立てがなされている者でないこと。

- (3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 上天草市工事等請負及び委託契約等に係る指名停止の措置要領（平成 16 年上天草市告示第 94 号）又は上天草市物品購入等契約及び業務委託契約に係る指名停止の措置要綱（平成 27 年上天草市告示第 71 号）の規定に基づき、入札参加資格停止等の処分を受けていない者であること。
- (5) 上天草市暴力団排除条例（平成 24 年上天草市条例第 5 号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。
- (6) 国税、都道府県民税及び市区町村税に未納がない者であること。
- (7) 上天草市とパートナーシップ協定を締結するフィリピン共和国セブ州ナガ市と連携した事業展開が可能な者であること。

5 プロポーザルに係る実施要領等の配布

- (1) 配布期間
公告の日から令和 8 年 8 月 27 日（木）まで
- (2) 配布場所及び配布方法
上天草市ホームページから直接ダウンロードを行うこと。
- (3) 配布資料
 - ア 上天草市立小中学校外国語指導助手（A L T）あっせん・任用支援等業務プロポーザル実施要領
 - イ 上天草市立小中学校外国語指導助手（A L T）あっせん・任用支援等業務仕様書
 - ウ 質問書（様式第 1 号）
 - エ 参加表明書（様式第 2 号）
 - オ 会社概要（様式第 3 号）
 - カ 類似業務実績調書（様式第 4 号）
 - キ 企画提案書（様式第 5 号）

6 質問の受付及び回答

- (1) 提出書類
質問書（様式第 1 号）
- (2) 提出期限
令和 8 年 7 月 31 日（金） 午後 5 時

- (3) 提出先
記「15」の提出先及び問合せ先」に同じ
- (4) 提出方法
質問書は、電子メールで提出することとする。
なお、電話、来庁等による口頭での質問は、受け付けない。
※ 電子メールの件名は、「小中学校外国語指導助手（A L T）あっせん・任用支援等業務（事業者名）」とすること。
- (5) 質問内容
質問は原則として、当該業務委託に係る条件又は応募手続きに係る事項に限るものとし、事業内容に関する質問には回答しないものとする。
- (6) 回答方法
質問に対する回答は、令和8年8月7日（金）までに、上天草市ホームページに掲載する。
※ 回答内容について、不特定多数の者が閲覧することに支障がある場合は、全参加者に電子メール等により回答する。

7 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、必要書類を提出期限までに提出すること。

- (1) 提出書類
参加表明書（様式第2号）
- (2) 添付書類
 - ア 会社概要（様式第3号）
 - イ 登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの。写し可。）
 - ウ 国税、都道府県民税及び市区町村税に未納がない証明書（3か月以内に発行されたもの。写し可。）

※ イ及びウの書類は、上天草市工事入札参加者資格審査格付要綱又は上天草市物品の購入契約等及び業務委託契約等に係る指名競争入札（見積）参加者の資格審査要綱の規定に基づき、入札参加資格の審査を受けている者については、提出の必要はない。
- (3) 提出期限
令和8年8月14日（金）午後5時まで
- (4) 提出先
記「15」の提出先及び問合せ先」に同じ
- (5) 提出方法
提出資料は、PDF データにより提出すること。

(6) 参加資格の審査結果の通知

記「7 (1)」の参加表明書を提出した者について、参加資格の審査結果を令和8年8月19日(水)までに、電子メールにて通知する。

なお、参加資格を認めたものであっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになった場合は、当該参加資格を取り消すものとする。

8 企画提案書等の提出

参加表明書を提出した者で、参加資格があると認められた者(以下「企画提案者」という。)は、次に掲げる書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書(様式第5号)

イ 企画提案書(任意様式)

企画提案を行うに当たり、次の内容を含む提案をすること。

(ア) 業務実施の考え方及び取組方針

(イ) 基本仕様

ウ 業務の実施計画(任意様式)

業務スケジュールを具体的に記載すること。

エ 業務の実施体制(任意様式)

予定する責任者及び担当者の氏名を明記するとともに、実施体制、人員、役割分担間の連携等について具体的に記載すること。

オ 類似業務実績調書(様式第4号)

過去の類似業務実績について記載すること。

カ 見積書(任意様式)

見積書に記載する内訳には、可能な限り詳細な内容を記載すること。

(2) 提出期限

令和8年8月27日(木)午後5時

(3) 提出先

記「15」の提出先及び問合せ先」に同じ

(4) 提出方法

提出資料は、PDFデータにより提出すること。

9 審査方法

本プロポーザルの審査は、別に設置する「上天草市立小中学校外国語指導助手(ALT)あっせん・任用支援等業務受託候補者選定審査会」(以下「選定審査会」という。)において、企画提案書等の書類を審査し、プレゼンテーシ

ョンを聴講して、企画提案を総合的に審査の上、最も優れた提案を行った者を受託候補者として選定する。

(1) プレゼンテーション

企画提案者は、提出された企画提案書の内容について、選定審査会に対し、プレゼンテーションを行うこととする。

ア 期日 令和8年9月3日(木) 予定

イ 場所 上天草市役所松島庁舎内

※ プレゼンテーションは、業務を主に担当する者が行うこと。

※ 日時、会場等の詳細は、個別にメールにて連絡を行う。

※ 参加者が1者のみであった場合でも、選定審査会を開催し、妥当であると判断された場合は、受託候補者として選定する。

(2) 審査項目及び審査基準

別で定める「上天草市立小中学校外国語指導助手(A L T) あっせん・任用支援等業務受託候補者選定審査会基準」のとおりとする。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、審査終了後、全企画提案者に電子メールにて通知する。

10 辞退

参加表明書提出後に辞退する場合は、企画提案書等の提出期限までに辞退届(様式第8号)を電子メールにて提出することとする。

11 スケジュール

本業務に係るスケジュールは、次のとおりとする。

内容	日程
公告	令和8年7月24日(金)
質問書の提出期限	令和8年7月31日(金)
質問書の回答	令和8年8月7日(金)
参加表明書等の提出期限	令和8年8月14日(金)
企画提案書等の提出期限	令和8年8月27日(木)
企画提案書の審査	令和8年9月3日(木) 予定
審査結果通知	令和8年9月7日(月) 予定
契約予定日	令和8年9月中旬予定

12 企画提案者の失格

次の各号のいずれかに該当するときは、その企画提案者を失格とする。

- (1) 企画提案者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 選定審査会に参加しなかったとき。
 - イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。
 - ウ 公平な審査を阻害する行為があったとき。
- (2) 企画提案書が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 提出方法、提出先及び提出期間が示された要件に適合しないとき。
 - イ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。
 - ウ 見積額が見積限度額の範囲を超過したとき。

13 契約手続

選定審査会における審査の結果、受託候補者となった者については、本市と提案内容の詳細について協議をし、本市が決定した予定価格の範囲内で契約手続を行うこととする。

なお、契約締結に至らない場合は、次点者と契約手続のための協議を行うこととする。

14 その他留意事項

- (1) 提出期間経過後の書類の差替え及び再提出は、認めないものとする。
- (2) 1参加者につき1提案とし、提出書類の返却はしないものとする。
- (3) 本プロポーザルに係る費用は、全て企画提案者の負担とする。
- (4) 採用された企画等に係る著作権その他一切の権利は、発注者である本市が有することとする。
- (5) 提出された企画提案書を受理した後の企画提案者による加筆及び修正は、認めないものとする。
- (6) 企画提案及び契約手続において用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (7) 提出された企画提案書等について、開示請求があった場合は、上天草市情報公開条例の規定に基づき開示する場合がある。

15 提出先及び問合せ先

〒861-6192

熊本県上天草市松島町合津7915番地1

上天草市教育部学務課学務指導係（担当：上田）

電話 0969-28-3365（直通）

電子メールアドレス gakumu_atmark_city.kamiamakusa.lg.jp

※ 上記電子メールアドレスに関し、スパムメール対策として「@」を「_atmark_」と表示しているため、電子メールを送信する際には、「@」に変更すること。